

瀬戸市告示第41号

瀬戸市地価公示等に係る図書の閲覧に関する規程（昭和46年瀬戸市告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧場所)</p> <p>第2条 図書の閲覧場所は、<u>瀬戸市役所都市整備部都市計画課</u>とする。</p>	<p>(閲覧場所)</p> <p>第2条 図書の閲覧場所は、<u>次の各号に掲げるとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>瀬戸市追分町64番地の1</u> <u>瀬戸市役所都市整備部都市計画課</u></p> <p>(2) <u>瀬戸市中水野町1丁目150番地</u> <u>瀬戸市役所水野支所</u></p> <p>(3) <u>瀬戸市幡山町71番地</u> <u>瀬戸市役所幡山支所</u></p> <p>(4) <u>瀬戸市品野町6丁目105番地</u> <u>瀬戸市役所品野支所</u></p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。